

豆知識(排防協について)

第六管区海上保安本部

警備救難部環境防災課

平成29年3月



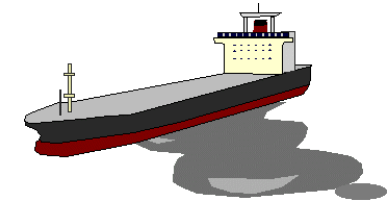
排出油等防除協議会とは

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

「第四十三条の六」により、管区海上保安本部長、タンカー等の船舶所有者、海洋施設等の設置者等は、次の事項を共同して行う協議会を組織することができる」と規定。

- 一、当該海域における排出油等の防除に関する自主基準の作成
- 二、排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- 三、排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- 四、その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

油又は有害液体物質が排出された場合の防除活動は、原因者に防除する義務があることは大前提



過去の例からも大量流出事案等の場合、原因者の防除活動のみでは、局限出来ない。

被害が拡大、地域の環境や経済活動にも多大な影響

過去の例からも大量流出事案等の場合、原因者の防除活動のみでは、被害を局限出来ない。

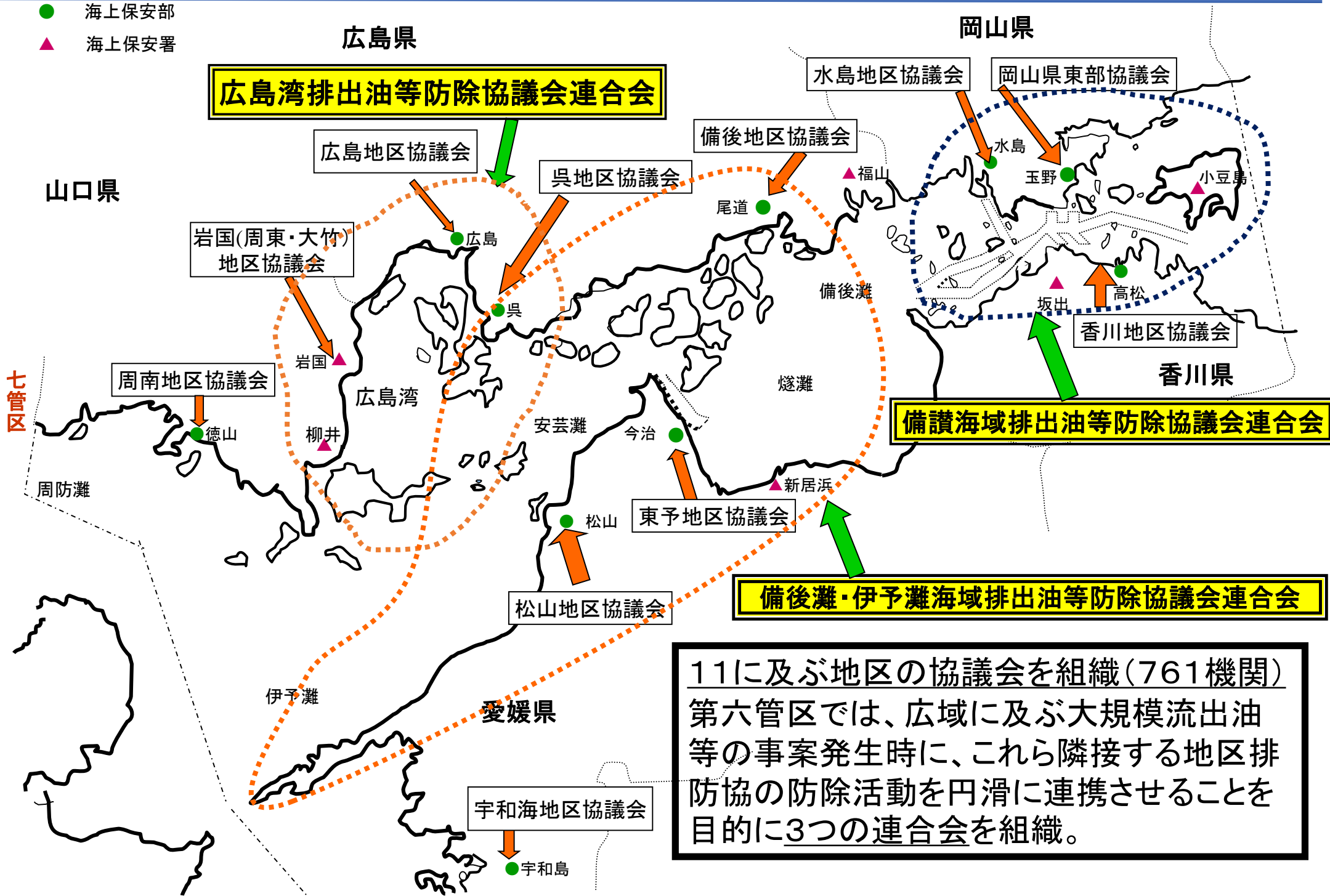


国の行政機関としての立場から当庁が必要な措置を講ずることはもとより

排出油等防除協議会は、大量の油等の排出事故による汚染又は汚染のおそれがある場合、協議会を構成する会員が、相互に情報の提供や共有を図り、それぞれの立場で実施する防除活動が迅速かつ的確に行われるための各種調整を行う。

排出油等防除協議会連合会等の状況図

- 海上保安部
- ▲ 海上保安署



11に及ぶ地区の協議会を組織(761機関)
第六管区では、広域に及ぶ大規模流出油等の事案発生時に、これら隣接する地区排防協の防除活動を円滑に連携させることを目的に3つの連合会を組織。

第六管区海上保安本部管内には、油等の流出事故に備えて官民が一体となって連携を図るため、下表のとおり、11地区の「排出油等防除協議会」が設置されており、さらに、広域的な油等防除体制の構築を目的とした3つの「排出油等防除協議会連合会」を複数の協議会により組織している。

連 合 会 名 / 相 互 応 援 協 定	協 議 会 名	対 象 区 域	担 当 部 署	
備讃海域排出油等防除協議会連合会	連 合 会 員 連 合 会	水島地区排出油等防除協議会	倉敷市以西の岡山県海域	水島海上保安部
		岡山県東部地区大量排出油等災害対策協議会	玉野市以東の岡山県海域	玉野海上保安部
		香川地区大量排出油等防除協議会	香川県海域	高松海上保安部
備後灘・伊予灘海域排出油等防除協議会連合会	連 合 会 員 連 合 会	備後地区大量排出油等防除協議会	三原市以東の広島県海域	尾道海上保安部
		呉地区大量排出油等防除協議会	呉から竹原市までの広島県海域	呉海上保安部
		東予地区排出油等防除協議会	菊間町以東の愛媛県海域	今治海上保安部
		松山地区排出油等防除協議会	北条市から西宇和郡及びその周辺の愛媛県海域	松山海上保安部
広島湾排出油等防除協議会連合会	連 合 会 員 連 合 会	広島地区排出油等防除協議会	広島湾及びその周辺海域	広島海上保安部
		呉地区大量排出油等防除協議会	呉市から竹原市までの広島県海域	呉海上保安部
		岩国(周東・大竹)地区排出油等防除協議会	大竹市から柳井市までの海域	岩国海上保安署
相 互 応 援 協 定 (対 関 門 ・ 宇 部 海 域 油 災 害 対 策 協 議 会)		周南地区海上安全対策協議会	下松市から防府市及びその周辺の山口県海域	徳山海上保安部
		宇和海地区排出油等防除協議会	八幡浜市以南の愛媛県海域	宇和島海上保安部

経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償について



※写真はイメージです。

海上保安庁が定めている

排出油等防除計画

各地区排出油等防除協議会が定めている

活動マニュアル

にそって防除活動を行う

求償及び災害補償

原因者

船舶所有者
施設設置者等

排出油等防除計画とは

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、海上保安庁長官が作成する計画であって、**油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画**の趣旨を踏まえ、全国を16海域に分け、油又は有害液体物質が著しく大量に排出された場合における排出油の防除及びこれに伴う危険の防止のために必要な事項を定めたもの。

<海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律>

第四十三条の五

海上保安庁長官は、海上保安管区の区域その他の事情を考慮して国土交通省令で定める海域ごとに、油又は有害液体物質が著しく大量に排出された場合における**排出油等の防除に関する計画**を作成するものとする。

計画事項

汚染の想定

防除機材の整備目標

関係機関との連絡情報交換

防除及び危険の防止

<油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画>

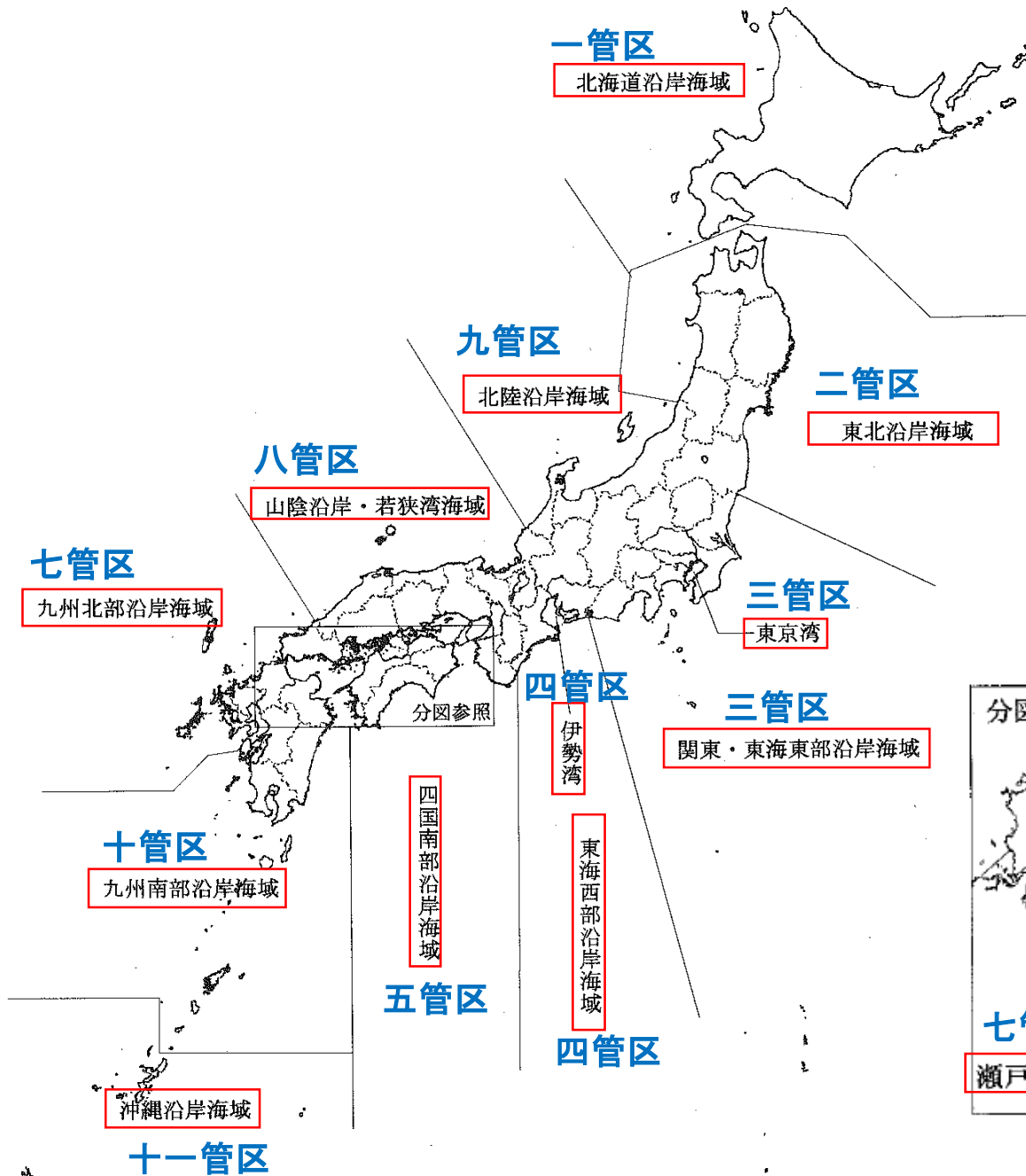
「OPRC条約」及び「OPRC-HNS議定書」に規定する、「国家的な緊急時計画」として閣議決定されたもの。

第2章第2節 第2節対応体制の整備

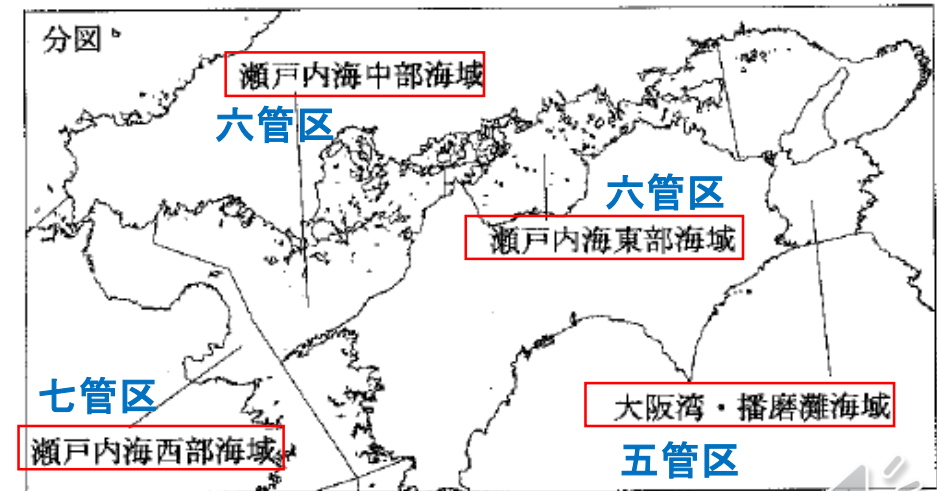
海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、**海防法に基づき排出油等防除計画を作成する**

※ ・OPRC (Oil Pollution Preparedness, Response and Cooperation, 1990) 条約: 1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約。船舶の大規模な油流出事故に対する各国の準備、対応及び協力体制を整備することを目的として、国際海事機関(IMO)が採択した国際条約。1995年効力発生。日本は1995年10月17日加盟。

・HNS (Hazardous and Noxious Substances): 有害物質



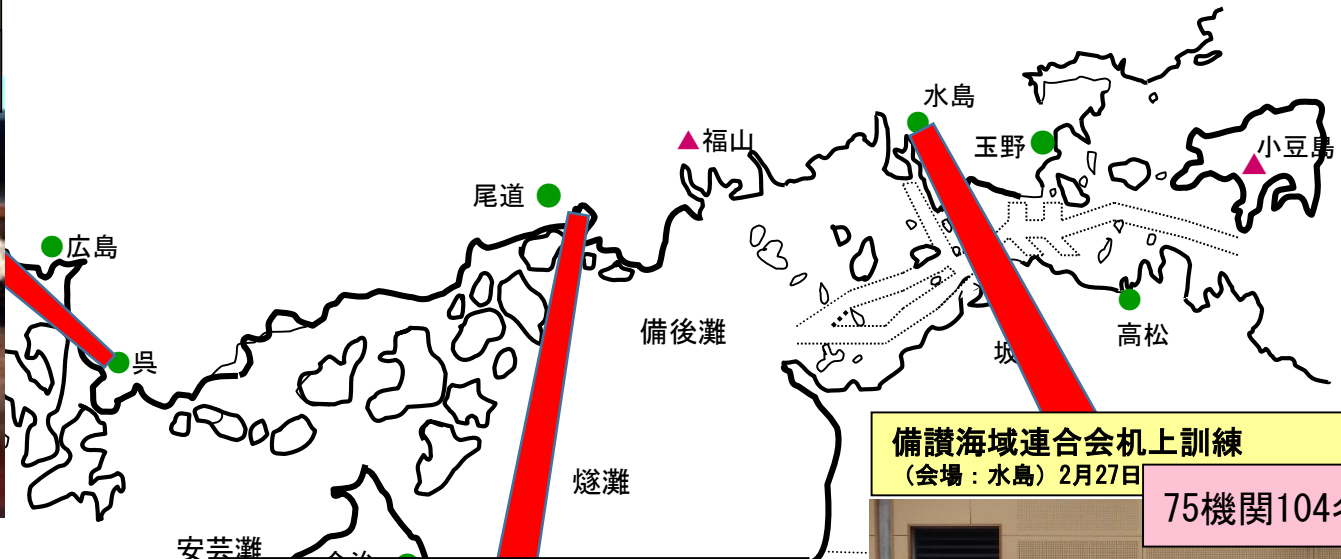
全国16海域
管区の区域等を考慮
(海防法施行規則37条の16)



H28年度 各地区排出油等防除協議会や連合会の訓練について

広島湾連合会机上訓練
(会場：呉) 12月7日

63機関93名参加



備讃海域連合会机上訓練
(会場：水島) 2月27日

75機関104名参加



備後灘・伊予灘連合会実働訓練
(会場：尾道) 10月20日

35機関57名参加



宇和海地区大量排出油等防除協議会実働訓練
(会場：宇和島) 2月7日

23機関28名参加



七管区